

神社年中行事の成立過程について ——二十二社・一宮の農耕行事に焦点をあてて——

鈴木聡子

はじめに

神社では古くから様々な行事が行われているが、毎年恒例で行われる行事を神社年中行事という。神社年中行事に関するこれまでの研究では、個別の行事や個別の神社における行事については多くの研究があるが、ひろく神社を網羅的にみた上で、特定の時代における神社年中行事の歴史的事実をとらえようとする研究は行われてこなかった。

このような問題点を踏まえて、私はこれまで、古代から中世への移行期に全国の神社の中でも中心的な存在であった二十二社や一宮の年中行事に関して、主として成立の問題に視点を据えて研究してきた。

その中で、何れの場合も共通して、農耕行事、節日行事、仏教法会の三種を恒例行事として成り立っていたことを指摘し¹、なかでも節日行事（正月元旦、正月7日、正月15日、3月3日、5月5日、7月7日、9月9日）について、各社の神社年中行事書から、中世では年間を通して最も大きな行事として行われる例が多く、神職組織の序列化や秩序の確認の機能を果たす重要な行事として位置づけられていた事を明らかにした²。

また、神社節日行事の成立時期は、11世紀半ばから12世紀にかけてと考えられ、例えば春日社では藤原氏長者、また宇佐宮では大宰権帥が、それぞれ当時の社会的変動の状況を反映させつつ創始したことを明らかにしてきた³。この他、宮中の節日行事である相撲節会が、12世紀以降、宮中では行われなくなる一方で、国家祭祀である公祭を行う二十二社を中心とする神社に移され、宮中との関係性を有する宮中行事の一環として相撲行事が行われるようになったことも明らかにしてきた⁴。

では、節日行事とともに神社年中行事の柱の一つであった農耕行事は、いつ形成され、神社年中行事のなかでどのような位置づけにあったのだろうか。本稿では、まず、古代より国家との関わりの深い二十二社と宇佐宮を対象に、農耕行事の内容を比較し、この点について考えていきたい。

第1章 神社における農耕行事の比較

平安時代以降、中世までの神社年中行事を確認できる史料が残されている神社は、賀茂別雷神社⁵・松尾社⁶・春日社⁷・石清水社⁸・住吉社⁹・宇佐宮¹⁰などがある。

これらの神社の年中行事書から特に稲を中心とする農耕行事をみていくと、一年の農事暦に合わせて春に稲の豊作を願うための「年穀を祈る行事」にはじまり、「田植えや田遊び関連の行事」がおこなわれ、7月から11月にかけて「稲の収穫行事」がおこなわれていることがわかる。（表1「神社年中行事書からみた各神社の農耕行事一覧」参照）

表1 神社年中行事書からみた各神社の農耕行事一覧

神社名	月日	行事名	行事概要	備考
賀茂別雷神社	1月14日	御開会神事	賀茂社周辺地域にある愛宕郡ハケ郷（河上郷・大宮郷・小山郷・中村郷・岡本郷・小野郷）の神領から、神前に神饌を供える神事。各郷から御開に入った神饌を各郷一台ずつ神前に奉納して神職が各々の名主の名を祝詞で読み上げる。	愛宕郡ハケ郷は、寛仁元年（1017）に後一条天皇が賀茂社に寄進した神領であるため、この神事は、寛仁元年以降に形成されたものか。
	2月吉日	土解祭	ト占によって、その年に播く稲種を決めて載い、初をこく所作をし、その後、御田に播種して、稲の豊作を願う予祝行事。	
	4月吉日	うゑの御まつり	4月吉日に神殿の御戸開きをして神事を行い、撰社・澤田社の前においても座を設け神事がおこなわれ、神職の社務・祝が御田へ行き苗を植える田植え祭を行う。	
	6月吉日	御手代神事 （社務・瀬宜方）	6月に行われる田遊び神事の御手代神事では、神職の社務（神主）・瀬宜方が中心となって神事を行う。①、初夜に社務社家の家において「一夜々あそび」をする。②、晩には、御田にて「苗植」をする。③、翌日には、御田において「ひるあそび」をし、次に本殿において神事を行う。その後神館にて「御田植え」を行う。④、③の翌日の朝に、社務邸にて猿蓑や能を行う。⑤、④の翌日には、正瀬宜邸にて猿蓑、能を行う。	6月には、社務・瀬宜方が中心となって御手代神事が行われ、7月には祝方が中心となって御手代神事が行われる。神職組織ごとに別々の日程で行われる行事。
	7月吉日	御手代神事 （祝方）		
	11月中卯日	さうしやうゑ （相嘗会）	神前で神事のちに、早稲の豊宴がなされる。近世期には、神前に当年の新米を供えるなど、稲の収穫感謝の行事となっている（「賀茂大御宮年中行事次第」）。	
松尾社	2月初酉日	祈年神事 （相嘗会）	神前で祝詞を奏上し、神前での神事の後、酒二献六升御肴二種などある。	近世期の松尾社の年中行事には祈年神事は行われていない。（「松尾社年中行事次第記」）
	6月吉日	御田代御神事	御田代御神事が行われる当日を中心に前後三日間行われる神事。①前日には、神職（正瀬宜）が中心に神饌を調え神前に奉り、祝詞を奏上してその後、庁屋で御料をわけける。②当日は、社務が神饌を調えて神前に奉り、祝詞を奏上し、その後、猿蓑・田楽などで囃されながら植女が田植えをする。その後、豊宴をする。③後日、神職（正祝）が中心となって①と同様の次第をする。	初見史料は、安貞元年（1227）9月6日の「官宣旨案」（「松尾大社文書」）。
	7月14日以前	春上神事	この年の新米を神前に奉り、祝詞を奏上して、その後に神職を中心に豊宴をおこなう。	
	1月18日	田殖之義	巫女達が田植えをおこなう	長寛元年（1163）に創始（「遷賜記」）
石清水社	5月15日	（※田植神事）	中世の神社年中行事書にはみられないものの、近世期の行事書「石清水八幡宮年中行事」5月15日条に「田植神事」が行われる。近代に編纂された「山城国綴喜郡誌」には、「往昔より男山八幡宮の祭典の重なるもの、厄神祭、初卯御神楽、臨時祭、神田植、高良祭、放生会、安居祭、之れを七大祭という」とあり七大祭の一つに田植の行事として重視される	
住吉社	2月2日～6日	祈年御祭	2月4日は、神職中心におこなわれる祈年御祭で、神前において、神饌を奉り、御幣を奉り、祝詞を奏上する。翌日の2月5日は「国御祭」と称して、在庁官人が神社に参り、幣を進めて拝し、祝詞を奏上する。その後、国方東遊、や国司饗などがあり神職や官人達が豊宴をする。	4日間行われる祭礼で、住吉社は、摂津国一宮でもあるため、在庁官人が行事に参加している様子がうかがえる。
	4月吉日	御田植	三日間行われる。①御田植行事の前日は、神職の惣官邸、権官邸にて、咒師猿蓑等の遊びあり。②当日は、神殿にて神事の後、御田にて「田渡」、「田楽」、「猿蓑」などあり。③次日は、惣官邸と権官邸にて遊びあり。	
	11月丑日～午日	相嘗御祭	卯日は、神職中心におこなわれる「社祭」で、神前に神饌を奉り、幣を取って4度再拝し、瀬宜が祝詞を奏上する。二三四御前においても奉幣あり。辰日は、「国祭」で在庁官人や国掌が参加して、奉幣や神馬走廻しなど行う。	祈年御祭と同様、摂津国一宮である住吉社に在庁官人や国掌が参加して行事が行われる。卯日・辰日も神前の御戸開をして神事が行われる。
宇佐宮	6月中旬日	御田殖事	神職達と宇佐宮の封郷である四郷の神領から選ばれた田人らとともに御田において、田植え行事と酒を飲みかわす酒杯が行われる。	保安4年（1123）に創始（「宇佐宮齋会式」）
	8月初己亥日	大嘗会	宇佐宮の神職達によって、御炊殿において米を供えた後、豊宴する。	（各神社の神社年中行事書より作成）

(1) 古代国家における農耕行事の位置づけ

『日本書紀』『古事記』のなかで、豊葦原之千秋長五百秋之水穂国または葦原千五百秋瑞穂国とも呼ばれたこの国では、古来より稲そして稲作は、単なる作物や農作業以上の重要性をもっていた。

日本の稲と稲作は神々によってもたらされたと神話には伝えられ、『日本書紀』によると、天照大神が瓊瓊杵尊の天孫降臨に際して、地上に蒔くようにと高天原の「斎庭の穂」を授けたという¹¹。また、『日向国風土記』逸文には、瓊瓊杵尊が高千穂山で稲粃を四方に蒔くと、闇一色の世界に光がもたらされたとする伝承を記している¹²。これらの神話からは、稲や稲作が人間社会の秩序の源と考えられていたことがわかる。稲作とは、本来単なる農業という産業の問題ではなかったのである。

古代国家において律令祭祀制度が整えられていくなかで、『類聚三代格』太政官符、寛平5年(893)3月2日条に「二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗祭等者、国家之大事」とあるように、年穀を祈る祈年祭、月次祭、収穫祭である新嘗祭という農耕に関する祭は、「国家之大事」と位置づけられていた。この他にも新嘗祭に先だって11月上卯日に特定の神社に国から新穀などの幣物を神に供える相嘗祭が行われた。

また、6月12月晦日に宮廷において百官以下人民に至るまでの罪や穢れを解除するために朱雀門前で大祓の行事が行われる。この行事の際に奏上される『延喜式祝詞』大祓条の一節には、人々が犯す罪が社会的に最も重大な罪「天つ罪」と、それ以外の普通の罪「国つ罪」の二つに区分されている。このうち天つ罪とは、田のあぜを壊す罪「畔放」・田に水を流す溝を埋める罪「溝埋」・田に水を送る竹や木の管を壊す罪「樋放」・穀物の種をまいてある上へ重ねてまいて成長を妨げる罪「頻蒔」・農耕の労働力となる家畜に先のとがった串を刺して殺す罪「串刺」・家畜の皮を生きたまま剥ぐ罪「生剥」・家畜の皮を尾の方から逆さまに剥ぐ罪「逆剥」・肥料の尿に呪いをかけて農耕の妨害をする罪「屎戸」の8種類の罪とされており、稲作を妨害して破壊する行為が人々の犯す最も重い罪と認識されていたことが理解できる。

このように、稲作は古代国家の存立にとって重要な要素とみなされ、農耕行事は律令祭祀の中で最も大事な行事としておこなわれていた。

(2) 対象神社の比較

さて、各神社で行われている農耕行事に視点を戻して表1をみると、春日社・石清水社・宇佐宮では年穀を祈る行事がおこなわれていないことと、稲の収穫に関わる行事についても春日社・石清水社では恒例行事として行われていないことに注目される。ここから、律令祭祀で最も重要視されていた祈年祭や稲の収穫祭に対応する行事が、平安時代以降の中世における神社年中行事のなかで、必ずしも行われていなかったことがみえてくるのだ。

一方で、田植え・田遊びに関わる行事についてみると、共通して神社年中行事として行われていたことがわかる。この行事は、古代の国家祭祀にはみられない行事であるが、いつごろから神社年中行事として形成されたのかについては、明らかにされていない。ただ、そのなかでも、春日社と宇佐宮では田植行事を12世紀に創始したと伝えている。また、松尾社の御田代御神事は嘉禄3年(1227)を初見とし、その後の史料からは、貴族が松尾社の田植えの祭礼を見にいくほどに都では有名な恒例行事となっていたことがわかる¹³。

全ての農耕行事において共通性が見られるわけではないが、田植行事に関しては、春日社、宇佐宮、松尾社の3社では12世紀～13世紀の比較的早い時期に創始が伝えられたり初見史料がみられ、その形成期に共通性が認められる。だとすれば、この3社の行事内容を比較検討することにより、神社年中行事における農耕行事形成の歴史の実態がみえてくるのではないだろうか。

そこでまず、次章では松尾社に焦点をあてて農耕行事の性格を概観し、これらの行事が神社年中行事の構成上どのような位置づけであるのかをみていきたい。

第2章 松尾社・春日社・宇佐宮における農耕行事

(1-1) 松尾社の神社年中行事書にみる農耕行事

松尾社における神社年中行事を知ることができる最も早い時期の史料は、永和2年(1374)に編纂された『松尾社年中神事次第』である。

この年中行事書にみられる稲作に関する行事は、2月初酉日の「祈年神事」、6月吉日の「御田代御神事」、7月吉日の「春上神事」の3つの行事である。これらの各行事について概観していきたい。

—2月初酉日の「祈年神事」—

『松尾社年中神事次第』2月初酉日祈年神事条によると「月読禰宜祝勤仕神事也。大床にてまいる。祝言申。御まかり有て、其ま月読社へ皆参す。(略)」とみえ本社において摂社である月読社の禰宜と祝が中心となって社殿の大床にて祝言(祝詞)奏上などの神事を行い、その後、月読社へ場を移して神事を行う様子がみえる。また、同条によると、その後、庁屋において神職達によって酒などで饗宴を行っている様子がみえる¹⁴。

そもそも松尾社の祈年神事の「祈年」という名称は、律令祭祀の祈年祭と同じで、「年」は「稔」に通じて穀物の実りを祈ることを意味する。国家行事としての祈年祭は、『令義解』によると「謂。祈猶_レ禱也。欲_レ令_二歳災不_レ作。時令順_一度。即於_二神祇官_一祭之。故曰_二祈年_一。」とあり、凶作が起こらずに天候が順調であることを願い神祇官で祭り、それゆえに祈年祭というと説明して年穀を祈願する祭祀としている。元来の祈年祭は、2月4日に全国の祝部が神祇官に参集して中臣・忌部氏が中心となって祭祀を執り行い、祝部に幣帛を頒つ班幣制度であった¹⁵。

また、『延喜式祝詞』祈年祭条では、様々な神に対し祈願をするが、そのなかで稲の実りをつかさどる「御年皇神等」の神々に対しては、「手肱_ル水沫晝垂、向股_ル泥晝寄_取作_牟奥津御年_乎、八束穂_能伊加志穂_ル皇神等_{依_左志}奉者、初穂_乎波_千穎八百穎_{奉置_旦}、廬閑高知廬腹満雙_旦、汁_{ル母}穎_{ル母}稱辭竟奉_牟。大野原_ル生物者甘菜辛菜、青海原生物者鱒_能廣物鱒_能狭物、奥津藻葉邊津藻葉_{至_旦ル}、御服者明妙照妙和妙荒妙_ル稱辭竟奉_牟。御年皇神_能前_ル白馬白猪白雞、種々色物_乎備奉_旦、皇御孫命_能宇豆_乃幣帛_乎稱辭竟奉_{久登}宣」とあるように、人民が辛苦しながら耕作して立派に豊かに実った稲を、神々が国を統治している歴代の天皇に授けるのであれば、その年の最初に収穫された稲を沢山奉り、またその米で酒をつくり大きな瓶の口から溢れ出るほどにいっぱい満たしてならべて、神前に捧げ奉るとする旨が見える。さらに野菜や魚類、海藻類や衣服の料も備えて奉ることを神々に奏上する。

このように「祈年」という言葉の意味と祝詞の内容から、国家行事の祈年祭が年初めの豊

穰祈願を目的とする祭礼であることは明らかで、「祈年神事」と称する松尾社の行事もまた、稲の豊穰祈願を目的として行われたものと理解できる。

中世の神社年中行事としての松尾社の祈年神事に関しては、国家祭祀との直接的な関係を示唆する史料は確認できない。そして、中世までに国家の祈年祭は、次第に祝部不参などによって班幣制の形骸化が進み、実質的には神祇官の自己完結的な祭祀に変化していた¹⁶。言い換えれば、祈年祭の対象神社の祝部らは、神祇官に赴いて祭祀に参加することはなくなっていたのだった。このことは、中世においては、国家行事である祈年祭と神社（官社）との直接的な祭祀上の関係性はなくなっていたことを示す。

このような時期に松尾社が神社年中行事として「祈年神事」を行っていたのだが、これは、官社として律令祭祀における祈年祭の重要性を神社側（松尾社）が認識して、たとえ国家との直接的な関係性はなくなっても意識的に独自に継承していたからではないだろうか。

—6月吉日「御田代御神事」—

6月に行われる御田代御神事については、『松尾社年中神事次第』に次のように記されている。

一当日御供、社務調進也。祝言申、御まかり有。

次御田植有。御苗を三荷、祝言の屋ニつくゑニすへて置奉り、土にて祝言申。

次ニ御苗をうゑめの方へくはる。猿楽・田楽、笛つつみにて御田植をはやす也。

次ニ庁屋有上きやうをつくゑにてすゆる。酒三献。正官三人、月読禰宜祝の下人方へ酒殿の方よりにこりさけを出す。当座よりも上酒を一ひさけ宛出す。権官以下の下人の方へハ出さす。

神事の当日は、御供（神饌）を社務が調べ進まつり、祝詞奏上を行う。その後、御田植に用いる御苗を机に置き、その場で祝詞を奏上し、苗をうゑめ（植女）に配り猿楽・田楽・笛鼓によって囃されながら神職から配られた御苗をもった植女が御田植を行う。御田植ののち、庁屋において酒などによって饗宴をしていたことがわかる。

そして、この御田代御神事の初見史料である嘉禄3年（1227）9月6日の官宣旨には、以下のように記されており、この神事の位置づけがうかがわれる。

左弁官下松尾社

應_レ遣_二官使_一尋_中子細_上西七条保々神人等神事違例事

右、得_二神祇官今月一日解状_一、被_二社司去月廿二被解_一、當社之四月祭以下六月御田代、九日会神事者、為_二葛野郡一郡之営_一①、不_レ限_二権門勢家_一、領札迎_レ之、御供并御田代植女敷設、九日会之相撲令_二勤仕_一者、往古例也。就_レ中西七條者、分保々六箇所、御輿迎之日、各令_レ調_二進御供_一、而又還御之日、神人等課役之勤、御供令_二調進_一者、又以例也。而近年或號_二頭人煩_一、或自由對捍、寄_二事於左右_一、大政所以下櫟谷保、七條一坊、同二坊同三坊、五箇所之御供并社司饗膳都以闕如畢。即不_レ奉_レ出_二御輿_一、而雖_レ可_レ言_二上子細神事之煩_一、旁依_レ有_二其恐_一、慙遂行畢。又祭之間常燈油、併_二侍座_一六人輩、隨_二巡役_一令_二進濟_一之處、今年無_二合勺之所濟_一、又御田代

諸郷之植女之敷設 ②、同闕如畢。又九日会者、當社第一之大神事也 ③。樂人・舞人之儲、会新米追年未進、今年定令懈怠者歟。早賜官使、兼日相催、云会新米、云闕如之御供、早可調進之由、可被宣下也。望請官裁、早被遣官使、社家・神人相共令譴責者、且無後々違例矣。望請天裁、早任前宣旨、可被重宣下者。権中納言藤原朝臣頼資宣、奉勅、依請者、社宜承知、依宣行之。

嘉禄三年九月六日

大史小槻宿禰判

少弁藤原臣判

この官宣旨によると、下線部①で示すように、四月祭（松尾祭）と御田代御神事、九月九日会神事の行事については、松尾社が鎮座する葛野郡の一郡全体の営みであるとする。また、下線部②では、御田代御神事で苗をもって田植えをする植女についても、葛野郡内の諸郷から所役として奉仕することになっていた。

4月の松尾祭とは、平安時代より天皇にかわり勅使が松尾社に派遣され、祭祀を行なう公祭という国家の重要な行事として位置づけられていた¹⁷。また、下線部③で9月9日会は、松尾社の年中行事の中で「当社第一之大神事」とみなされていることがわかる¹⁸。この官宣旨からは、松尾祭と9月9日会に並ぶ重要行事として、御田代御神事が位置づけられていたことを知ることができる。

—7月14日以前「春上神事」—

7月に行なわれた「春上神事」は、『松尾社年中行事社務下行仕候次第』文明元年（1469）7月条によると、

新米ニテ五方同時ニ参ル也。十四日以前ニ参ル也。若新米出来サル年ハ古米ニテ御飯ヲ調、穂ヲ抜テ御飯ノ上ニ指也。

とあり、この春上神事においては新米が用いられ、もしその年に新米が収穫出来ない時は、古米を用いて神前に供えるための御飯を調べ、御飯の上に今年の新しい稲穂を抜いてさすがある。また、文明6年（1474）に編纂された松尾社の神社年中行事書『當社年中大小神』にも「此神事までハ社官等新米をもちゐす」とあり、収穫された新米を春上神事で奉るまでは神職達は新米を用いなかったことがわかる。時代は下るが近世期に編纂された『松尾社年中行事次第記』7月12日条には

新穀已成、薦之神前、曰新嘗会 俗曰新米之神事或曰春上之神事 早朝、正祝一人往古社家悉集参勤、盥漱進階如恒、置案鋪□如例、次献上新稻之神饌 若新稻未成則乍穂薦之 事畢入御服所以為直会、無勸盃事、畢退去 案旧記曰、今日以前禁社司喫新米

と記され、中世まで「春上之神事」と呼ばれていた神事は、別名「新米之神事」とも言うが、それらがいずれも俗称であり、近世期には主として「新嘗会」と称されていたことがわかる。行事の内容は中世と同様に今年の新米を神饌として神前に奉る神事であるが、下線部

にあるように、この神事が行われる以前に神職達が新米を食すことは禁じられていた。

以上のことから、松尾社では春上神事が稲の収穫祭であることが理解でき、これを近世期になると新嘗会と称するようになり、古代律令祭祀の新嘗祭をより意識して対応させるようになったのだった。だが、本来の国家祭祀の新嘗祭は11月下卯日に行われていたのに対して、松尾社の春上神事は11月よりも四か月も早い7月に行なわれており、稲が実り始める時期の神社独自の行事となっていることに特徴がみられる。

（１－２）神殿空間からみた松尾社の農耕行事の位置づけ

松尾社での稲作に関わる農耕行事について前項の（１－１）で概観したが、これらの行事は、松尾社の年中行事の構成のなかでは、どのような位置づけの行事であったのだろうか。

そもそも神社での行事は、神社で祀られている神に対して行われるため、特に祭神が鎮座する神殿空間を中心に執り行われる。そして、神殿のなかでも、どの空間において神職たちが行事をおこなうのかを更に詳細にみて行くと、各々の行事の重要性の度合いが明らかとなる。次に松尾社の神殿空間と行事の関わりについてみていきたい。

『松尾社年中神事次第』によると、松尾社の恒例行事は、神殿（本殿）の空間を内陣、下陣、大床の主として3つの空間に区分して執り行われていることがわかる。（表2「松尾社の神社年中行事と神殿空間一覧」参照）

—内陣— 松尾社の神殿空間のうち、内陣で行われる行事は、松尾祭、御神楽祭、正月元旦の行事などがあり、これらの行事は、朝廷から勅使らが派遣されるなど国家行事に関わるという共通性がみられる¹⁹。

—下陣— 下陣の空間においては、4月の松尾祭に先立って本社から御旅所まで神輿渡御をして御旅所で駐座する3月中卯の御輿迎御神事をはじめ、6月の御田代御神事や節日行事（3月3日、5月5日、7月7日、9月9日）が行われる。その中でも9月9日会や御田代御神事は、松尾社が鎮座する葛野郡一郡で営まれる行事として、郡内の人々が所役を担当するなど在地との関わりを持つ行事として、神社年中行事の中でもとりわけ大きな行事として位置づけられていた。

—大床— 神殿空間の3区分の中でも大床で行われる行事に関しては、内陣と下陣で行われる行事以外の恒例行事が該当するが、農耕行事の中でも祈年神事や春上神事は、大床において行われていた。

表2 松尾社の神社年中行事と神殿空間一覧

月	日	行事名・行事内容名	神殿空間
正	朔	御戸開・鏡餅	内陣
正	2	こわ物供奉	大床
正	3	こわ物供奉	大床
正	7	御こわ物供奉・白馬	大床
正	15	御こわ物・御粥供進	内陣
2	朔	石塔神事	大床
2	上酉	祈年神事	大床
2	15	踏歌御菓子	御前の庭上
3	2	三月三日御神事（正禰宜調進）	下陣

3	3	三月三日御神事（祝調進）	下陣
3	中卯	御輿迎御神事	下陣
4	上未	四月祭礼御神事	内陣
4	上申	四月祭礼御神事（御服参らす）	内陣
4	上酉	四月祭礼御神事	内陣
5	4	菖蒲神事（正禰宜調進御供）	下陣
5	5	菖蒲神事（正祝調進御供）	下陣
6	吉日	御田代御神事（前日の神事）	大床
6	吉日	御田代御神事	下陣
7	7	七月七日神事	下陣
7	吉日	春上神事	大床
9	朔	朔日神事	下陣
9	8	九日会神事	下陣
9	9	九日会神事（神輿渡御）	下陣
9	不定	六節神事	大床
10	朔	石塔神事	大床
10	16	御油の神事	大床
11	寅	御神楽神事	内陣
11	卯	御神楽神事	内陣
11	辰	なうらい	
12	吉日	御庚申神事	大床

（『松尾社年中神事次第』より作成）

この神殿空間については、まず、神殿の御戸を開いて下陣、その下陣より奥に進むとさらに御戸があり、その御戸を開くと祭神にもっとも近い内陣となり、この空間で行うものが、重要な行事ととらえられる²⁰。また、大床とは、外から神殿の階を昇った床の上の場で、神殿の御戸を開けずに神事を行うため、一番外側の空間である大床で行う行事は、内陣や下陣で行う行事と比べると簡略化された式次第で行われる行事といえる。

ここで、松尾社の農耕行事について視点を戻すと、中世において国家との直接的な関係はないものの、祈年祭や新嘗祭と対応している祈年神事と春上神事は、共に大床においておこなわれていたのに対して、神社独自の行事である御田代御神事は下陣で行われていた。このように神殿空間よりみると、3つの農耕行事のなかでも御田代御神事がより重視されていたことがみえてくる。

このような中世における松尾社の農耕行事の特色は、春日社と宇佐宮の年中行事にも同様に見出される。この2社でも、松尾社と同様に、平安時代に田植に関する行事が形成され、各神社の農耕行事のなかでも代表的な行事とされていた。次に春日社の農耕行事の特色について、見ていきたい。

（2）春日社における年中行事と田殖行事

春日社は、藤原摂関家を中心とする藤原氏の氏神社であり、藤原氏の氏長者が春日社の祭祀および社の管理をする権能をもっていた²¹。このため、春日社で行う祭祀は氏長者によって創始され、その多くは氏長者を中心におこなわれていた²²。

春日社における恒例の神社年中行事は、主に平安時代に形成されたことが特徴といえる²³。春日社で行われる農耕行事は、社家日記などから、正月に行われる田殖行事を確認することができる²⁴。『濫觴記』によると「一、御田殖始 人皇七十八代二条院御宇長寛元年未癸正月始而執行之（以下略）」とあり、長寛元年（1163）に創始されたとされている。この「御田殖」が、どのような経緯で春日社の恒例行事としておこなわれるようになったのかは、史料的に明確にすることはできないが、春日社の行事が氏長者によって形成されたことを考えれば、当時の藤原氏長者であった藤原基実が創始したものと考えることができる。

「御田殖」の内容については、平安時代以降中世を通して詳細な史料はないが、春日社の社家日記に断片的に記されており、『中臣祐定記』の寛元4年（1246）正月18日条に、以下のような記述がある。

今日可有田殖之義、行幸之還行御酉刻之間、入夜田植不吉之旨巫等申之、延引可為晦日之由云々、

この年の「田殖之義」は、正月18日に執り行われる予定であったが、前日の正月17日に後嵯峨天皇の春日社行幸が行われていた²⁵。この春日社行幸は、天皇が特定の神社に自ら参詣する神社行幸という天皇祭祀の中でも最も丁重な形式のものである²⁶。天皇一行が春日社から還御したのは18日の酉刻（午後6時ごろ）となり、還御後の夜に入ってから田植え行事を行う事は不吉であると巫女が神職に申し立てたため、延引して正月の晦日に行うことにしたとする²⁷。

この事例で、春日社に対する神社行幸の影響によって、本来行われるべき恒例の農耕行事が延期となったことは、この「御田殖」が、古代国家の律令祭祀制の延長上にある行事や、平安祭祀制の勅使による奉幣などを行う国家と直結する行事ではなかったことを示すと、みることができるだろう。

春日社で稲作に関わる行事として行われていたのは、唯一「御田殖」だけであったが、それは、国家との関わりを有しない神社独自の行事として新たに形成された行事であった。春日社では、正暦3年（992）以降、神主が常駐化して神職組織が拡充していったが²⁸、それと並行するように、11世紀以降、春日社に神領が数多く寄進されていくようになる²⁹。このような神社の神職組織の拡充と経済基盤の安定化にともない、神社では様々な神社行事が創始されていった³⁰。長寛元年（1163）に創始されたと伝わる「御田殖」もまた、その一環として形成されたものと考えることができるだろう。

（3）宇佐宮における年中行事と農耕行事

宇佐宮は、天皇一代一度の大神宝使の派遣をはじめ、天皇の即位報告や、3年（もしくは4年）に一度の宇佐使の派遣といった恒例行事のほか、国家変異などに際して臨時に祈願使が派遣されるなど、国家祭祀のなかで重要な地位を占めてきた。このような国家祭祀の重要な対象であった宇佐宮において、農耕行事は、年中行事としてどのような位置づけであったのだろうか。

宇佐宮の神社年中行事を確認出来る史料には、平安時代に編纂された『宇佐宮年中行事案』をはじめとして、鎌倉時代に編纂された『宇佐宮寺年中行事一具勤行次第』、『宇佐宮寺

神事仏事次第』や、室町時代に編纂された『年中月並御神事』、『宇佐宮齋会式』などがある。これらの神社年中行事書には、宇佐宮で行われている行事の創始年代を記す例がみられるが、その多くが10世紀以降の平安時代に形成され、恒例の神社年中行事として定着したものである。

『宇佐宮齋会式』によれば、農耕行事に関してみると、6月の「御田殖」と8月の「大嘗会」が恒例の年中行事として行われていることが確認できる。

—6月中旬日「御田殖事」—

『宇佐宮齋会式』には、御田殖の起源について、「一、御田殖事 大宮司公順宿禰之任、保安四年初被行之」とあり、大宮司の宇佐公順によって保安4年（1123）年に創始されたとされている。

『宇佐宮齋会式』六月神事式の「御田殖事」条によれば、この祭りでは、宇佐宮の神職（宮司以下の次官と惣検校以下庁内の神職）が総出で田人らと共に御田に向かい、田植の行事と酒を飲みかわす「酒杯」が行われる。御田において楽人等が笛を吹き鉦鼓を打ち囃すなか、「遊手女」と称する田人らが田植を行う。それが終ると、御炊殿などで田人らが楽人等の囃しとともに田植の歌を歌い、そして、本殿の神前に参り拝をするという式次第が記されている。

この祭りで植えられる苗は、宇佐宮のお膝下の神領、小野庄から献上されていた。また、「四郷 封戸、向野、
辛島、高家、田人 遊手女」と記されているように、田植を行う田人（遊手女）は、宇佐宮の封郷である四郷（封戸、向野、辛島、高家）の神領から選ばれた人々が務める所役であった。つまり、宇佐宮の「御田殖」行事は、宇佐宮の最も重要な経済基盤である神領の人々によって担われていたのである。

—8月初己亥日「大嘗会」—

大嘗会については、創始を伝える史料は確認できない。だが、この祭りは、鎌倉時代以降の年中行事書にはみられるものの、平安時代に編纂された『宇佐宮年中行事案』にはみえず、「御田殖」同様に、平安末から鎌倉時代にかけての時期に創始されたものと考えられる。その内容は、『年中月並御神事』8月大嘗会事条に、「以初己亥日、宮司以下神官参御炊殿、貢料米御供退出畢、次於宮司館内、上中下神官等以魚類大饗、」とあるように、宮司をはじめとする宇佐宮の神職達が御炊殿に参り、神領から貢納された米を御供として献じて「以魚類大饗」、つまり魚料理で饗宴をするというものであった。

行事内容からは、この祭りの性格は必ずしも明瞭にならない。だが、「大嘗会」という名称からは、国家祭祀の新嘗祭を意識していたであろうことが容易に理解される。この祭りも神領の存在を背景に行われ、宮中の新嘗祭が11月なのに対して宇佐宮では8月であったところに、松尾社の「春上神事」同様、国家祭祀とは別に、実際の在地の収穫期に合わせて創始されたことを知ることができる。

まとめ

以上、主に中世における神社年中行事書から二十二社と一宮の農耕行事の特色をみてきた。このなかで、かならずしも古代律令祭祀で重要視されていた祈年祭や稲の収穫祭がその

まま神社の年中行事として定着したわけではなく、律令祭祀と対応する行事が行われていた神社でも、神社独自に新たに創始した田植えに関わる行事の方が盛大に行われていたことが明らかとなった。

祈年祭を例にすると、松尾社では大床という神殿空間で最も神から遠い空間区分で行事がおこなわれ、また春日社や宇佐宮では年穀に関係する行事は行われていなかった。

しかしながら、律令祭祀体制が形骸化するなかで、国家として年穀の豊穰を祈る行事を行わなくなったわけではなかった。さらに平安時代以降、天皇が年穀の豊穰祈願のために特定の神社に対し使いを差遣して神々に幣帛を奉じる祈年穀奉幣行事という新たな形式で、祭祀が行われるようになったのである。だが、国家行事としての祈年祭は、やがて室町時代の戦乱により行われなくなる。

十一世紀には、国家的に重要と認識された特定の神社へ奉幣する二十二社奉幣制が形成され、日程は不定期ながらも年2回の2月と7月もしくは8月前後に集中して奉幣が行われるようになり、長元年間（1028～37）ごろから恒例化していった³¹。松尾社や春日社は、平安時代に二十二社に定められた神社であり、平安時代以降、中世を通して祈年穀奉幣の対象神社でもあった。

これらのことからすれば、二十二社では祈年祭が当然のごとく行われていてもおかしくはない。ところが、実際には、春日社では年穀祈願の行事が神社年中行事としては行われておらず、松尾社では祈年神事が行われていたものの、中世を通して神社年中行事としてはあまり重きをおかれていなかった。このことは、国家より遣わされた勅使らが神の前で祈年穀奉幣をする恒例行事が神社に対しておこなわれていたため、積極的に神社年中行事として神社側が行う必要がなかったとも言い換える事ができるかもしれない。そして、松尾社の祈年行事も、祈年穀奉幣が既に廃絶した近世期になると行われなくなっていくのだ³²。

しかし、だからといって、神社においては農耕行事が重視されなかったというわけではなく、新たに登場したのが田植行事であった。その創始は、平安時代二十二社や一宮が共通して神領を拡充し、神社の経済基盤が安定していく時代である。この点で、松尾社や宇佐宮の田植行事が、神社の鎮座する郡や神領（社領）を挙げての祭りとして行われていたことは、重要である。律令国家的な祭祀体制が弛緩して行くなかで、独自の経済基盤を得た神社が、律令国家的祭祀よりも神社が鎮座する在地の生活と直接的に関わる祭祀を重視し、新たに創始したのが田植行事であったと考えられるからである。

それは、松尾社の新嘗祭とも言うべき「春上神事」や宇佐宮の「大嘗会」が、国家祭祀としての新嘗祭が11月の行事であったのに対して、実際の稲の実り始める7月または8月に行なわれていたこともとも符合する。神社における農耕行事は、このように、国家的祭祀体制の弛緩と独自の存立基盤の獲得を背景に、神社が実際の在地の生活に関心を向け始めるなかで成立した祭祀であると見ることができる。

注

- 1 拙稿「神社年中行事の基礎的考察」『國學院大學大学院紀要 文学研究科第38号』（國學院大學大学院文学研究科2007）
- 2 注1参照
- 3 拙稿「中世春日社年中行事の成立過程と藤原摂関家一節日行事を中心に」『國學院大學伝統文化リ

- サーチセンター研究紀要 第1号』（國學院大學伝統文化リサーチセンター、2009）、拙稿「宇佐宮神社年中行事の成立過程に関する一考察―節日行事と大宰権帥との関わりに焦点をあてて」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要 第2号』（國學院大學伝統文化リサーチセンター、2010）
- 4 拙稿「神社年中行事の成立過程と宮中に関する一考察―相撲行事を事例として―」『オープンリサーチセンター整備事業成果論集モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』（國學院大學伝統文化リサーチセンター、2012）
 - 5 嘉元年間（1303～1306）に賀茂別雷神社の神職・賀茂経久が記した『嘉元年中行事』
 - 6 永和2年（1376）12月20日に編纂された『松尾社年中神事次第』がある。この他に松尾社神主相郷が注進した文明6年（1474）12月13日に成立した『当社年中大小神』、永承5年（1508）正月11日成立の『松尾社年中神事次第』などがある。
 - 7 春日社は、鎌倉時代以降、社家の手で記された社家日記（『春日社記録 日記1～3巻』、春日大社社務所発行）から年中行事をみることができる。表1に反映させたのは、その中に所収されている「中臣祐定記」の寛元4年の日記。
 - 8 石清水八幡宮寺別当法印輝清が寛元（1244）年11月に記した『宮寺極楽寺恒例佛神事惣次第』。
 - 9 南北朝期に当時の住吉社祠官の手によって記された『住吉太神宮神事次第記録』。
 - 10 平安時代後期に宇佐宮の神職によって編纂された『宇佐宮年中行事案』をはじめ、鎌倉時代に編纂された『宇佐宮寺年中行事一具勤行次第』『宇佐宮寺神事仏事次第』や、室町時代に編纂された『宇佐宮齋会式』などがある。
 - 11 『日本書紀』神代卷下、第9段（一書第二）
 - 12 『日向国風土記』逸文「知鋪郷条」
 - 13 『言継卿記』永禄2年（1559）6月23日条、その他にも同史料の永禄9年（1566）6月23日条、永禄13年（1570）6月23日条などがある。
 - 14 文明6年（1474）12月3日に編纂された『当社年中大小神』2月初酉日祈年神事条では「大床にて祈年の神事有り。次第同前。」とみえる。
 - 15 『延喜式』卷第一、四時祭上
 - 16 森田悌「第二部村落社会と社会 第六章 平安期における神祇信仰の展開」『解体期律令政治社会史の研究』（国書刊行会、1982）
 - 17 岡田莊司「第三編 平安時代後期の祭祀制 第二章平安京中の祭礼・御旅所祭祀、二松尾祭」『平安時代の国家と祭祀』（続群書類従完成会、1994）
 - 18 文明6年に編纂された松尾社の神社年中行事書『当社年中大小神』のなかでも、九月九日会神事は「大神事也」と記載されている。
 - 19 正月元日の行事については、仁安2年（1167）12月10日付の典藥寮解には次のように記される。

年首屠蘇白散者、為恒例事始自神代、供賀茂□松尾并諸社自十一月朔日始之、是奉祝公家遐齡之術、□令保人民壽筭之計也、件用途委被載式條、而近代□国不濟草藥、諸司不勤雜事、雖然偏以寮領之藥、不□□（怠供力）御之勤、且以私筋力、所抽陰德之忠也、望請 天恩、任先例被免除件役等者、日々供御并白散之勤、何致懈怠哉、勤在状、以解、

この史料からは、諸国進年料雜藥の未済のため、屠蘇や白散供御の用途不足が生じているという状況のなかではあったが、年首に賀茂社・松尾社をはじめとする諸社に、典藥寮から白散・屠蘇が供されていたことがうかがえる。元日は、勅使が神社に派遣されるような形式の行事はないが、この例から朝廷と関わりのある神事であったことがわかる。

- 20 近世期に編纂された『松尾社年中行事次第記』正月朔日条によると、「進_ニ神前_ニ列_ニ班階上_ニ、次宮仕献_ニ御_ニ 宮仕所預也 公文取_レ之開_ニ御扉_ニ 諸神事皆 公文役 次正官入_ニ外陳_ニ（陣）_ニ捲_ニ御簾_ニ、次公文入_ニ外陳_ニ開_ニ内

陳御扉、次正官入_二内陣_一挑_レ幌、次出_二内陣所_一納之案把_一 公文役 社家列次者、内陳左右、左_二祝_一 右_二權禰宜_一 外陳左右 左_二祝_一 右_二權禰宜_一 大床以下者從_二權禰宜_一至_二櫛谷祝_一、左為_二上座_一右為_二下座_一、(略)…」とあり、神殿の御扉を開いて外陣に入り、さらに進み内陣の御戸を開いて内陣に入って行事が行われている様子がうかがえる。また、現在の松尾社の本殿（神殿）は、応永4年（1397）に造営されたもので、中世近世期を通して同じ神殿空間で行事がおこなわれている。

- 21 竹内理三「氏長者」『竹内理三著作集 第五卷 貴族政治の展開』（角川書店、1999）
- 22 拙稿「中世春日社年中行事の成立過程と藤原摂関家一節日行事を中心に一」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要 第1号』（國學院大學伝統文化リサーチセンター、2009）
- 23 『濫觴記』の中で春日社の年中行事の成立年代が記されている。この他、注22参照
- 24 『春日社記録』日記一～日記三の中に断片的な史料がみられる。
- 25 『百練抄』寛元4年正月17日条、この他にも同年同月日条で『平戸記』や『岡屋関白記』などの史料からもみられる。
- 26 岡田莊司「第二編平安時代中期の祭祀制 第七章神社行幸の成立」『平安時代の国家と祭祀』（続群書類従完成会、1994）
- 27 『中臣祐定記』寛元4年（1246）正月17日条に「当社行幸、着到殿御着丑時、還御酉刻、御神事等如例、日々内、日記有別」とある。
- 28 三橋正「中世的神職制度の形成―「神社神主」の成立を中心に」（『神道古典研究』十五、1993）
- 29 天平神護元年（765）常陸国の鹿島社から神封20戸を奉った（『新抄格勅符抄』）のが春日社の神領に関する初見であるが、平安時代には治安元年（1021）後一条天皇が祭祀や修造の料所として春日社鎮座する地の大和国添上郡一円を寄進（『小右記』）、そして、長暦元年（1037）氏長者・藤原頼通が添上郡の神戸四ヶ郷を寄進したのをはじめ（『濫觴記』）、以降、貴族などより多くの神領寄進がおこなわれた。
- 30 注23参照
- 31 岡田莊司編「三、多様化する神道 1、平安祭祀制と天皇」『日本神道史』（吉川弘文館、2010）、岡田莊司「第二編 平安時代中期の祭祀制 第三章十六社奉幣制の成立」『平安時代の国家と祭祀』（続群書類従完成会、1994）
- 32 近世期に編纂された『松尾社年中行事次第記』には、2月祈年御神事は神社年中行事としては記載されておらず、執り行われなくなっていたことがわかる。